

米国初期小切手形態の発展

野口 明宏

はじめに

今日のアメリカにおいて企業や個人の支払の多くは小切手で行われ、その支払の手段、送金の用具としての役割は重要である。小切手は商業証券の一種であるから、法規制の基本は手形と異ならない。アメリカ法は小切手についても、基本的にイギリス法を継受し、集積した判例理論による制定法化をはかってきた。ただ、アメリカ小切手の制定法による規制は、19世紀後半から本格化したにすぎず、それも簡単で包括的な法規定にとどまった。小切手の法律関係は為替手形に類似するので、専ら類推的法解釈をもって対応してきたことがその要因であろう。銀行実務の中で発達したアメリカの小切手について、実務の過程で生じた諸問題に対処するため、銀行はその都度さまざまな規制を実施した。それら個別的規制は当然、小切手に直接影響を及ぼしている。こうした中で、小切手がより近代的形態の証券に到達するに際し、一部商人の銀行に対する要求に注目すべきである。商人の要求が生じた背景として、活発な商取引を阻害していた戦乱の終息と、それに伴う取引量の増大を指摘できる。本稿においては、独立後の1780年代から南北戦争前の1840年代の範囲で、商業証券に属する小切手の使用形態がいかに推移したのかを概観し、その変容の意味と関連する証券の役割を考察する。この時代の小切手は、商人の利害が錯綜する中で、より安全な取引の手段としての役割を期待される。こうした役割を發揮させるため、小切手にさまざまな工夫が試みられる。ところが、小切手に対

する法規制は必ずしも確実でなく、それだけ小切手本来の姿が浮き彫りになった時期もある。南北戦争前の未完成な小切手が、より近代的形態へ発展した過程を論述することは、小切手の法的性質を正確に理解するためには有益であろう。

1. イギリス法上の小切手

初めに、アメリカ小切手の基本法として継承されたイギリス法における小切手の発展について概観しておこう。小切手はイギリスに限定すれば、17世紀半ば頃金細工商が発明し、その使用は18世紀後半に一般化する。小切手を意味する *check* なる語は、照合または確認の手段とするため、各証券に通し番号をつける実務から生じたといわれる。¹⁾ 小切手の発生時は、すでに為替手形が普及しており、小切手に関する法解釈は、実質的に為替手形と異ならなかった。為替手形は、受取人またはその指図人に、一定金額の絶対的支払を指図する書簡形式をとった。これに対して、小切手も基本形式は為替手形と同じであり、ただ銀行宛てに振り出され、所持人の請求がありしだい支払うべきものとされたことを主要な特質とした。これらの特質は今日の小切手も保持している。小切手は銀行業務本来の派生物である。17世紀半ば以前は、イギリスに未だ近代的意味の銀行業は存在せず、17世紀初めの商人は、国王の保護の下に、自己の金銀地金や現金をロンドン塔の造幣所に預ける習慣を確立した。しかしこの時期、財政苦境に陥っていた国王チャールズ1世は、議会が歳出を可決する前に、造幣所に保管された商人の現金などを没収した。こうした事情から、商人達はより安全な保管場所として自宅を選ぶ。ところが、ここも使用人などに不正があれば、必ずしも安全でないことが判明し、結局金銭を保管させるため金細工商に送付する実務に到達した。金細工商は、内乱勃発のため本来の業務である金銀器の販売を中断していたので、商人から現金を預かり、6%の利

米国初期小切手形態の発展

息をつけて払い戻すことをいとわなかった。²⁾ 金細工商は金銭を預かる際、一定金額の支払を顧客またはその指図人に約束した金細工商証書を発行し、この証書が約束手形の前身となる。その内に、商人が預金の振替を必要とする事態も生ずる。すなわち、自然のなりゆきとして、預金をしていた商人が自己の債務を支払う際、金細工商に宛てて債務金額の支払を指示した指図書を債権者に交付するようになる。金細工商は結局イギリスの銀行業者となり、彼らに支払を指図した文書が小切手の原形である。この指図書が今日の小切手と異なるのは、少々統一性を欠いた点のみといわれる。³⁾ しかし、イギリスの商取引に小切手が導入されても、一般的に使用されたのは、民間銀行発行の銀行券の方である。18世紀のロンドン金融・商業界による小切手の使用は、債務の支払を目的とするだけでなく、専ら債務の支払に用いる現金を引き出すためであった。

イギリス小切手の制定法による最初期の規制は、アメリカ法も影響を受けた1704年の約束手形法であり、⁴⁾ 同法の内国為替手形に関する規定が小切手に類推適用された。ところが、小切手を規制する基本的な法がむしろ商慣習法であったことは、他の商業証券と異ならない。商慣習法は中世末期以来、国際商取引を規制するため、商人が数世紀にわたり発展させてきた慣習および法の諸ルールからなる。それは商業上の必要という圧力の下で、法律家の積極的関与なしに形成された。つまり、商慣習法は初め商人自身が成長させ、その施行は特別の商事裁判所によってなされ、後からその発展に司法裁判所が関与する。当初コモン・ロー裁判所は、同裁判所の管轄外から生じたか、外国の法源から発達した諸原理の受容に抵抗する。しかし同裁判所は、こうした慣習が法廷で立証されると、それらを確定した法として採択するに至る。⁵⁾ コモン・ロー裁判所の判決が追認したさまざまな商業上または貿易業者の慣習からなる商慣習法は、結局イギリスのコモン・ローに吸収される。イギリスの裁判所は、為替手形を含む商法関係の事件に商慣習法の適用を試み、それらが一層流通証券法理の発展をもたら

らす。その発展の多くは、とくに18世紀にマンスフィールド卿の下した一連の判決に見られる。⁶⁾ アメリカ各州の裁判所も植民地時代から、商業証券に関する事件において、商慣習法の理論を発展させていく。

18世紀イギリスの小切手形態は、持参人払式、すなわち受取人または所持人に支払うべき無記名証券として作成された。アメリカも小切手の基本形態として、こうした無記名の持参人払式証券を継受する。小切手を持参人払式証券とすることは、18世紀後半から19世紀初期のイギリス法学上一致した見解であった。証券が受取人または指図人に支払うべきものとして作成されれば、それは為替手形とみなされた。⁷⁾ イギリス法は、持参人払式証券として振り出された小切手の流通性を認めず、受取人が振出日または少なくともつぎの取引日に支払を受けることを予定した。

注 1) *See H. BRADY, BRADY ON BANK CHECKS §1.1* (5th ed. 1979).

2) トレヴェリアン・藤原=松浦訳『イギリス社会史1』(昭和46) 187頁参照。

3) リチャードソン・堀家=大山訳『第三の通貨』(昭和47) 29頁参照。

4) Promissory Notes Act, 1704, 3 & 4 Ann. ch. 9.

5) *See, e. g., Goodwin v. Robart, L. R., 10 Exch. 337* (1875).

6) 流通証券に関するマンスフィールド卿の諸判決は、アメリカ法にも大いに理論的影響を与えた。その詳細については、拙稿「流通証券法理の発展と商慣習」敬愛大学研究論集43号(平成5) 30頁以下参照。

7) *See J. CHITTY, A PRACTICAL TREATISE ON BILLS OF EXCHANGE, CHECKS ON BANKERS, PROMISSORY NOTES, BANKERS' CASH NOTES, AND BANK NOTES 61, 321–22* (7th ed. 1830).

2. 小切手形態の推移

アメリカの小切手が現在の標準化したものに到達する前は、いかなる形態をとっていたであろうか。1840年頃までの範囲で小切手に見られた形態の変化を概観してみよう。この時期の小切手は、振出の形式を基準にする

米国初期小切手形態の発展

と4つに区分できる。¹⁾ 最初期の小切手に多く見られたのは、銀行の出納係に宛てて受取人または所持人に支払うべきものとして振り出された持参人払式証券である（①の形態）。アメリカ初期の銀行がこうした無記名の形態を使用したのは、1780年代の初めからである。すなわち①の形態は、1782年に特許された合衆国最初の商業銀行である北アメリカ銀行、および1784年に開業したニューヨーク銀行とマサチューセッツ銀行が使用した。純粹な①の形態の他に、その小切手にはいくつかの変形があった。たとえば、所持人を特定の者に限定するため、所持人という文言のつぎに個人名を記載し、その者以外による権利の行使を排除したもの、また振出年を最後の桁のみを空白にしてあらかじめ印刷しておき、振出の際にその空白に数字を記入させる形式、そして銀行の頭取もしくは取締役に宛てて振り出されたものなどである。²⁾

つぎに、①と同じ持参人払式の形態をとりながら、銀行に宛てて振り出された小切手が現われる（②の形態）。これも①の形態と同じく、受取人または所持人に支払うべきものとして作成され、ただ銀行の出納係に代わり、銀行自体に宛てて振り出された証券である。この形態の使用は1790年代の初めからである。最初に②の小切手を用いたのはハートフォード銀行である。同銀行は1792年に州の特許を受けて開業し、それまでの民間銀行の多くが利用した①の形態ではなく、銀行に宛てた持参人払式小切手を用いた。1791年に開業していた第1次合衆国銀行も、³⁾ フィラデルフィアの本店で②の小切手を使用する。ところが、第1次合衆国銀行の主要な支店では、②の小切手を用いた本店と異なり、むしろ①の形態を使用した。こうした使用小切手の不一致が、第1次合衆国銀行の本店と支店の間に見られたものの、その理由は明らかでない。18世紀後期から19世紀初期にかけて、アメリカの小切手が無記名の持参人払式証券を用いたのは、同じ時期のイギリス商法上の支配的見解に従ったものといえよう。その意味でアメリカ初期の小切手も、イギリス法が正当と認める実務に適合していた。こ

の時期の小切手は持参人払式であったので、裏書を必要とせず、実務上もそれは行われなかつた。ところが、1810年代の半ばから①の形態をとりながら、裏書のなされた小切手が少しずつ現われてくる。19世紀が進むにつれ、アメリカの実務で用いられた小切手は、銀行の出納係に宛てた①の証券より、②の銀行自体に宛てた形態が一般的になる。⁴⁾

さらに、①・②の形態と異なる小切手が1810年代の初めに出現する。これは無記名の持参人払式証券から、より近代的形態である指図証券への移行を示している。その形態は、銀行の出納係または銀行自体に宛てて振り出され、用紙に印刷された所持人という文言を抹消し、それを手書きで指図人に置き換えた証券である（③の形態）。つまり、①または②の小切手用紙を使用しながら、その文言を修正して発行された指図証券である。③の小切手は指図式であるため、裏書がなされた。こうしてアメリカの小切手は、イギリス法に従って持参人払式証券を基本としつつも、次第に指図式へと変容していく。19世紀の2、30年代には、③の形態に変形が現われる。それは、あらかじめ証券上に「……への支払」と「または」の文言を印刷しておき、振出人に受取人名と、「または」の右側に所持人または指図人と記入させる小切手である。⁵⁾ ただ、こうした変形は一時的なものにすぎなかつた。

そして、1830年代後半に印刷された小切手の採用に到達する。これは、受取人または指図人に支払うよう印刷された証券である（④の形態）。こうした印刷指図式小切手用紙の使用から、アメリカ小切手の近代が始まったといわれる。ただし、④の小切手の起源については若干議論がある。すでに1800年代の初めに、④の形態で振り出された小切手が見られるからである。⁶⁾ それは、第1次合衆国銀行に宛てて受取人の指図人への支払を指図しており、裏書もなされている。1790年代初めに②の形態を用いた第1次合衆国銀行の本店はその後、より近代的な④の用紙を採択したことになる。④の小切手が商取引に有益と認められれば、第1次合衆国銀行の消滅する⁷⁾

米国初期小切手形態の発展

1811年前後は、その用紙が他の銀行に拡がる好機ともいいえた。ところが④の形態は、連邦銀行に用いられていながら、直ちに普及せず、結局その用紙の使用は1830年代を待たねばならなかった。

- 注 1) こうした分類については、Redlich=Christman, *Early Checks and an Example of their Use*, 41 Bus. HIST. REV. 285, 286—90 (1967) 参照。
- 2) See Baughman, *Early American Checks: Forms and Functions*, 41 Bus. HIST. REV. 421, 422 (1967).
- 3) 第1次合衆国銀行は、連邦議会が1791年に制定した合衆国銀行特許法に基づき、20年の特許期限の下に開業する。同銀行は、フィラデルフィアの商人で北アメリカ銀行総裁のフィリングを総裁として、フィラデルフィアに本店、4つの海港都市に支店を設けて営業を行った。第1次合衆国銀行は1811年に自然消滅するまで、巨額の貸付と公金の取扱によって、連邦政府の金融機関としての役割を果たし、また手形割引と預金振替などの業務を通じ、主として貿易商業資本に安定した通貨と豊かな貨幣資本を供給した。
- 4) See, e. g., T. PARSONS, THE ELEMENTS OF MERCANTILE LAW 90—91 (1856).
- 5) See Redlich=Christman, *supra* note 1, at 289.
- 6) See Baughman, *supra* note 2, at 425.
- 7) 1811年に自然消滅した第1次合衆国銀行のあとをうけて、1816年に第2次合衆国銀行が開業する。同銀行は、事実上の中央銀行としての役割を果たす。同銀行は商業手形の引受・割引制度を整備するために、国内通貨の統一を重点施策とした。こうした意図で、第2次合衆国銀行は銀行券を発行して信用の拡大をはかった。ところが、硬貨の信奉者であったジャクソン大統領は、政府権力を背景とした同銀行の特権が、一部の富裕者や外国人に独占されており、同銀行の存在は州権や国民の自由を侵害していると考えた。1832年、大統領は第2次合衆国銀行の認可更新を認める法案に拒否権を発動し、結局同銀行は解体した。アメリカでは一般的に、政府、企業を問わず巨大な独占力が恐れられ、憎悪の対象となった。第2次合衆国銀行が消滅すると、州法銀行が急速に増加する。州法銀行は州法による認可を得れば開設でき、銀行券の発行も認められた。したがって、信用度の異なる銀行券が銀行の数だけ出回ることになった。こうした銀行券は、形式上は兌換紙幣であったものの、各銀行の金準備は必ずしも十分でなかった。19世紀半ばのアメリカは、中央銀行の存在しない状態で、信用の裏付けの十分でない銀行券が多数流通したのである。

3. 流通性と裏書

アメリカ初期の小切手は、イギリス法と同じく持参人払式証券から始まり、指図証券へと変容してきたことを概観した。ここでは、小切手の流通性に対するアメリカの法的状況、および同証券に裏書がなされるに至った事情を述べておこう。アメリカの小切手は、裏書を必要としない持参人払式（前述した①・②の形態）から発達した。これは、イギリス法が一致して適法と認める実務に適合した証券形態であることは前述した。小切手が指図証券として作成されると、それは小切手でなく、為替手形とみなされた。¹⁾ 持参人払式で発行されたイギリスの小切手に流通性は認められなかつた。その理由は、そもそも小切手とは受取人により、振出日または少なくともつぎの取引日に、現金化されることを予定した証券であるから、というものである。証券による即時の支払を促進するためにも、イギリス法は持参人払式小切手を流通しうるものとみなさなかつた。アメリカもこうした理論の影響を受け、小切手はすべて、できうるかぎり遅延のない支払のために交付されるべきものとされた。²⁾ 小切手が満期をすぎて保持され、その支払人である銀行が破産すれば、証券所持人の取立が不可能になることをその理由とした。このように、小切手本来の機能について、英米間でとくに差異はなかつた。³⁾

ところが小切手の流通性問題では、アメリカとイギリスの実務に基本的な違いがあった。この問題は、小切手形態の持参人払式から指図式への変容にも関連した。前述のように、18世紀から19世紀初期のイギリス商法は、小切手を即時の支払を予定した持参人払式として発行することで一致しており、アメリカ法もこの理論を継受する。しかしアメリカでは、こうした理論が1820年代から看過される。それは同年代から、アメリカの小切手に持参人払式と異なった証券（前述した③の形態）が現われるからである。アメリカ法上、小切手が指図式に転換することを妨げる制約は何も存

米国初期小切手形態の発展

在しなかったので、それまで小切手を持参人払式と解したイギリス法の姿勢は、制限的と考えられた。⁴⁾もちろんイギリス法にも、アメリカと同じ変化が起りつつあった。アメリカの持参人払式小切手、つまり銀行に宛てて受取人または所持人の請求がありしだい金銭の支払を指図し、呈示がありしだい直ちに支払うべき証券は、裏書なしに流通を認められた。⁵⁾このように、アメリカの持参人払式小切手は、流通性を当然のこととし、この点がイギリスの実務と異なった。ゆえに、流通性を当然のこととするアメリカの小切手が指図式に転換することに、とくに法律上の問題はなかったといえよう。

アメリカの小切手は、最初期以来その形態にかかわらず流通を認められ、その寛大な法的状況の下で、主として国内の交換の手段に用いられた。具体的には、債務者と債権者の住所がかなり離れている場合に、小切手が債務の支払に活用された。小切手が指図式であれば、譲渡の際に裏書を要求された。実際に国内の交換を促進する効果は、裏書を必要とする指図式小切手の方が期待できた。⁶⁾1810年代半ばから、本来なら裏書なしに譲渡できたはずの①の形態に、前述のように裏書されたものが現われ、それは②の小切手も同様であった。持参人払式小切手に裏書がなされたのは、同証券が裏書を要求されず、支那人である銀行にそれが到達する前に、何度譲渡されたのかを証券から知りえないためである。つまり持参人払式小切手は、取引の過程が不明なまま所持人の手中に入り、後にその取引が取り消されても書面上の証拠は残存しないので、裏書は取引過程の証拠を残す趣旨で始まる。他方の指図式小切手は、裏書を必要とするので取引の証拠を残すことができ、支那人である銀行には好都合であった。持参人払式の小切手が受取人または所持人により、その支那人である銀行に現金の引出または預金などのため呈示されると、当初銀行は裏書を要求せずにそれを取得していた。持参人払式小切手の所持人は、証券の呈示に際し、法によりいかなる証明も要求されなかつた。しかし若干の銀行が、主に振出署名が

偽造される懸念を理由に、①・②形態の小切手が呈示される際に、裏書を
要求するようになる。⁷⁾

こうして、銀行はその顧客に持参人払式小切手の裏書を要求する。つまり、判例・制定法がそれを義務づける前に、各銀行は実務上の規制として裏書を実施した。その具体的事例として、マサチューセッツ銀行の規制がある。同銀行が1808年に実施した規制は、いかなる小切手も、その上に名前を裏書して呈示することなく支払われてはならず、初めての顧客であれば、振出人から情報が得られるまで、支払を拒絶すべきものとした。マサチューセッツ銀行は1811年にも、同銀行の支店に宛てて振り出された小切手の取得時間を制限した上で、小切手の呈示者に裏書を要求し、同銀行に宛てて振り出された小切手も、振出人からの情報が得られるまで、支払を拒絶できるという規制を実施している。⁸⁾さらに、ボルティモアのメカニクス銀行も、1821年に同趣旨の実務規制を行う。すなわち、いかなる銀行に宛てた小切手でも、他銀行の役員による裏書のないかぎり、および同小切手の振出人や預金者が、本銀行の役員に知られていないかぎり、本銀行で取得してはならないとした。⁹⁾これら実務規制の定めから、前述した①・②の形態をとりながら裏書のなされた小切手の存在を説明できるであろう。

こうしたルールの適用は、小切手の受取人よりも所持人を主たる対象としたようである。裏書を義務づける規制には、所持人の発生を減少させようとする意図があったのであろう。主要都市の銀行は、その顧客に①または②形態の小切手用紙を支給し、それらが同じ地域の口座決済などに用いられることを期待する。銀行は小切手が、即座に換金、請求書の支払または預金のため、受取人から呈示される方を望んだ。所持人が呈示する場合でも、受取人に知られた者であることが望ましかった。持参人払式小切手の受取人または所持人のいずれかが、呈示を受けた銀行の役員に知られていなければ、振出人は事情を聞かれ、その上受取人または所持人は、法律の要求しない裏書を義務づけられた。上述した無記名の持参人払式小切手

米国初期小切手形態の発展

の流通を妨げる銀行の規制は、増大する国内の交換を背景に実施された措置といえよう。

- 注 1) See J. CHITTY, A PRACTICAL TREATISE ON BILLS OF EXCHANGE, CHECKS ON BANKERS, PROMISSORY NOTES, BANKER'S CASH NOTES, BANK NOTES 61 (7th ed., 1830).
- 2) B. FOSTER, THE MERCHANT'S MANUAL 244 (1838).
- 3) ただし小切手の記載事項中、支払人については、イギリス・アメリカ間で記載方法の差異が指摘される。すなわち、銀行業が個人によって経営されたイギリスの小切手は通常、個人銀行家に宛てて振り出されたのに対し、アメリカの銀行業は一般に法人が経営したことから、その小切手はほぼ例外なく法人の銀行か、その出納係に宛てて振り出された (Vgl. Cohn, *Zur Geschichte der Checks*, 1 ZVglRWiss. 141 (1878).).
- 4) See J. STORY, COMMENTARIES ON THE LAW OF PROMISSORY NOTES, AND CHECKS ON BANKS AND BANKERS §487 (6th ed., 1868).
- 5) See id. §488.
- 6) See Redlich=Christman, *Early American Checks and an Example of their Use*, 41 Bus. HIST. REV. 285, 293 (1967).
- 7) 持参人払式小切手を裏書の必要な指図式にする理由については、紛失、窃取に備えるためという指摘もなされている (See T. PARSONS, THE ELEMENTS OF MERCANTILE LAW 92 (1856).).
- 8) N. GRAS, THE MASSACHUSETTS FIRST NATIONAL BANK OF BOSTON, 1784–1934, at 393, 402 (1937).
- 9) こうした銀行による規制の適法性が、直接訴訟上の争点となったか否かは必ずしも明らかでない。しかし判例は、持参人払式小切手が第三取得者から有償でつぎの所持人に裏書譲渡された事件において、その裏書の適法性については直接判断せず、持参人払式小切手はあくまで交付によって譲渡しうるとした上で、その所持人は内国為替手形の場合と同じく、小切手に基づいて訴えを提起できるとした (Woods v. Schroeder, 4 Har. & J. 276 (Md. 1817).).

4. 小切手の役割

これまで、アメリカの小切手形態が1780年代から1840年代の間に、持参

人払式から指図式へ、つまり交付のみで譲渡しうる無記名証券に裏書を要求する方向へ変化してきたことを概観した。それは、今日の小切手からすれば未完成な前述の①から、より近代的形態の④への変化であった。そこで、この時期の変容と密接に関連する証券の役割が問題になる。また①と②の小切手形態に機能上の差異があったのか否か、さらに指図式の④形態はいかなる経緯から現われたのかなど、各証券形態の相互関係も問題となる。そこで、再び①から④への推移をたどりつつ考察を進めていこう。主要都市の銀行は、小切手を利用する顧客の需要に応えるため、小切手用紙を無料で支給した。銀行から顧客に支給された用紙は、持参人払式の①・②形態が中心であり、こうした状態が1810年代初めまで続く。銀行は顧客の小切手利用について、¹⁾ つぎの3つの用途を予定していた。すなわち、(イ) 小切手作成者の請求によりその要求払預金から現金を引き出すため、(ロ) 要求払預金を用いて小切手作成者の別の口座の帳尻を合わせる場合、覚え書きに利用するため、そして、(ハ) 小切手作成者が小切手を用いて預金通貨から同じ地域の債権者に支払をするためである。

つぎに、各利用法を簡単に述べておこう。まず、小切手作成者が①または②の小切手を用いて自分に現金を供給する(イ)の場合は、振出人が自己に支払うべきものとした証券を発行する。こうした使用法は最初期から見られた。振出人が要求払預金を有する銀行に小切手を呈示すると、その署名が口座開設時にあらかじめ届け出た署名帳のものと照合された上で、証券は支払われた。その際、振出人は裏書を要求されなかった。債権・債務の譲渡が行われなかっただので、持参人払式証券の流通性に法律上の制限はなかったものの、実際に同証券の裏書は問題とされなかった。つぎに、小切手作成者が別の口座の帳尻合わせに①または②の小切手を用いる(ロ)の場合、振出人は証券上の「……への支払」のつぎに取引の目的を記載し、印刷された「または所持人」なる文言を削除した。振出人の記載した取引の目的とは、口座の決済またはそれと同趣旨の文言である。(ロ)

米国初期小切手形態の発展

の場合も支払に際し、振出人の署名が署名帳のものと照合され、裏書なしに取得されたのは（イ）と異ならない。実際に、小切手が（ロ）の目的で使用されたことを示すマサチューセッツ銀行による1791年の実務規制がある。それは、小切手が同銀行口座の差引決済を目的としないかぎり、100ドル以下の金額で支払われることを制限するものである。²⁾ そして、小切手を同じ地域の債権者の口座決済のために使用する（ハ）の場合は、銀行が①・②の証券にふさわしいと考えた使用法であり、实际上証券はそのように活用される。その際、振出人の地元債権者が小切手の受取人または第三取得者となった。既述のように銀行は、あらかじめ印刷した①または②の小切手用紙を用意して、希望する顧客に支給した。①と②の小切手は、それを使用する銀行の助言を受け、またはそれを模倣した州特許の民間銀行へと拡がる。①と②の小切手はいずれも持参人払式で発行され、その使用は前者が1780年代初期、後者は1790年代初期にそれぞれ始まる。①に続き②の形態が現われたことから、両形態に機能上の差異があったのか否かが問題になる。証券上は①が銀行の出納係に、②は銀行に宛てられた点に違いがあった。しかし、小切手の機能に関するかぎり両証券に違いはなく、各地域における法律用語の好みが異なった表現形態に反映したにすぎない。つまり①と②の形態は、証券機能の違いを意識して銀行が使い分けたのでなく、より近代的形態に向って連續して出現したといえよう。

銀行が小切手本来の使用法とみなした前述（ハ）の場合、振出人は①または②の小切手を地元債権者の口座決済のために用いた。小切手の受取人または所持人が、支払人とされた銀行に証券を呈示すると、裏書なしにそれが取得されたことは、（イ）・（ロ）の場合と異ならない。それは証券の呈示に際し、法が所持人にいかなる証明も義務づけなかったからである。しかし、専ら署名の偽造を防ぐ趣旨で、裏書が要求されたことは前述した。また、持参人払式証券に裏書を要求したことには、できうるかぎり所持人による証券呈示を抑制しようとする一部商人の圧力が窺える。こうした方

向性が顕著になるのは、①または②小切手の受取人または所持人が、支払人に指定された以外の銀行に証券を呈示する場合である。それは、銀行が実務上決定した諸規制に現われている。その点で、証券呈示に際し裏書を義務づけた規制の場合と異ならない。つぎに、マサチューセッツ銀行を中心に、規制の内容を概観しておこう。

証券の受取人または所持人が、①または②形態の小切手を換金、請求書の支払、または預金のために、支払人として指定された以外の銀行に呈示する場合について、銀行の規制は一般的なものとなる。マサチューセッツ銀行の具体的規制は、他の銀行に宛てた小切手の取得時間を制限し、支払呈示も小切手取得の日に限定したもの（1807年）、このような小切手の支払を目的とした取得を禁止したもの（1811年）、他の銀行に宛てた小切手で預金をした者が、証券上の責任を負うとしたもの（1826年）、そして、こうした小切手を金銭出納係が預金以外に取得してはならないとしたもの（1848年）³⁾などである。³⁾また、ボストン銀行においては、他の銀行に宛てた小切手を金銭としてまたは支払として取得することが必ずしも安全といえないので、同証券を金銭または支払として取得してはならず、取立のために取得した場合は、その支払を受けるまで出納係による現金欄への記載を認めないという規制（1808年）⁴⁾が見られる。

これら実務規制によっても、銀行はその顧客に①または②形態の小切手用紙を支給し、それらが専ら地元債権者の口座決済に利用されることを予定したのは明らかである。銀行の支給する用紙は、1810年代初期まで①または②の形態に限られた。銀行が換金、請求書の支払、または預金のために証券の呈示を受ける場合は、それが所持人からではなく、受取人からなされることを予定した。しかも証券の呈示先は、支払人に指定された銀行であり、呈示時期は証券の取得日を前提としていた。証券の受取人または所持人が、呈示を受けた銀行の役員に知られていなければ、振出人は事情を聞かれた上、呈示者が裏書まで要求されたことは既述の通りである。ま

た、これら実務規制から明白なのは、銀行が受取人または所持人から他の銀行に宛てた小切手の呈示を受けると、それが換金または支払を目的とした場合は拒絶し、呈示者の預金のためであれば取得していたことである。1820年代以前の証券呈示は、他の銀行に宛てた小切手であれば、支払人であるその銀行に、できるだけ早い時期、つまり証券取得の日になすべきものとされた。⁵⁾そして、他の銀行に宛てた小切手の呈示を受けた銀行は、それが支払人である他の銀行で支払われるまで、小切手金額を呈示者の要求払預金の貸方に記入する義務を負わなかった。ところが、必ずしも銀行の歓迎しない小切手の呈示を促進する事態が生じる。それは、アメリカの商業秩序を混乱させていた第2次米英戦争（1812–14）の終結である。

第2次米英戦争終結の報がアメリカに届くのは1815年になる。戦後、政府は戦時中に急成長した製造業保護政策をとり、それに伴って取引量も著しく増大し、内外取引が活発化する。戦争の終結はアメリカ商人の構成にも変化をもたらす。⁶⁾増加する取引量は、国内交換の手段である小切手の利用も活発ならしめる。こうした事情から、銀行は従来にも増して他の銀行宛ての、しかも転々と流通して所持人を変更した小切手の呈示を受けるようになる。このように、1810年代以降は受取人よりも所持人からの証券呈示が増え、その所持人も非預金者で銀行に未知の者が多くなる。呈示される証券に記載された支払人も、ますます遠隔地の銀行になる。要するに、①または②の持参人払式小切手が果たした国内交換の役割は、量的な増加だけでなく、地域的にも交換の範囲を拡大する。限られた地域を越えて流通した小切手は、人的にも当事者間の証券といえなくなる。そこで、こうした状況に適合する証券はいかなるものかという問題が生じる。

これは、小切手を使用する商人に支給されてきた①または②の用紙が、必ずしも満足すべき形態でなかったために生じた問題である。銀行の支給する①または②の用紙では、第2次米英戦争後の活発化する国内取引に適さないことが次第に判明する。そこで一部の商人は、手書きで①または②

の用紙を指図証券に変更し始めた。これが前述した③形態の小切手である。証券形態を変更した商人達は、銀行の顧客として支払を指図された以外の銀行で、受取人以外の所持人から小切手を呈示されることが多くなっていた。①または②の用紙に不都合を感じた商人達は、それらの不便さを我慢しきれず、指図式の③に転換させたわけである。当然一部の商人は銀行に対して、指図証券の支給を要求していたであろう。これら商人の要求に応えて銀行の作成した印刷小切手が、既述の1820年代に現われた③形態の変形といえよう。この変形は、利用者の便宜をはかった用紙であり、空白に記載する文言次第で、指図式にも従来の持参人払式にも使用可能である。③の指図証券の採用は、従来の①または②の持参人払式証券にどう影響したであろうか。③の証券は、それまで用いられてきた①または②を排除するほど優勢に普及したわけではない。①または②の形態は地方の範囲でおも存続し、地域の支払や交換の手段として使用され続けた。①の小切手には、印刷形式で1844年に用いられた例も見られる。⁷⁾ 結局③およびその変形は広く知られず、ゆえにその使用も一般に普及しなかった。つまり③の小切手は、商人の摸索から生まれた過渡的形態にとどまったことになる。

商人による指図証券の需要に銀行業界は直ちに対応できず、それに応えるのにかなりの年月を要した。結局1830年代の後半に至って、顧客に前掲④の指図式用紙を支給するようになる。印刷された④の形態は、従来銀行間などで使われていた小切手である。つまり、第1次合衆国銀行など一部の銀行が発展させた形態が④の印刷小切手である。それは銀行内・銀行間で特別な用途に用いられたため、一般大衆の使用を予定しない証券であった。この近代的形態の指図証券は、1800年代の初めから連邦銀行に用いられながら、民間銀行でとくに発展することもなく1830年代を迎えたのである。一部には不完全ながら顧客の要望に応えて、1820年代に既述の③の変形を印刷する銀行も存在した。ようやく1830年代に、銀行は印刷指図証券の要望を全面的に容れ、④の印刷用紙を支給し始める。この指図式小切

米国初期小切手形態の発展

手の印刷用紙は、地域内の取引でなく、地域の範囲を越える取引に使用することを予定したようである。ただし、④の小切手は直ちに一般に普及したわけではなく、その受容に約10年を要する。こうして、アメリカの小切手が商人の要求した指図証券化することは、それまで適用されたイギリス法理論の看過を意味した。イギリス法学は19世紀初期まで、小切手を裏書の要求されない持参人払式と解したもの、アメリカの商業実務は、同証券を1820年代から徐々に指図式へ転換させていく。アメリカ法学は、持参人払式の形態に固執して指図証券化を制限する状態に至らず、むしろ商業実務が法理論の発展を方向づけたといえよう。

上述のように、持参人払式小切手が印刷指図式小切手に転換される発端は、その供給側である銀行より、むしろ需要側である顧客にあった。指図証券の導入には、それを使用せざるをえない状況にあった一部商人が、同証券への転換を銀行に迫る形で重要な役割を果たす。それら商人の従事する商取引は、一地方の範囲にとどまらず活発に展開され、その支払に従来の持参人払式小切手を用いたのでは不都合なほど、取引量が危機的状態に達していた。持参人払式証券は地域内の取引に用いれば常に安全とはいえない、取引範囲の拡大した1810年代の後半以降、より安全な支払の手段への要求が強まる。この場合、商人達は支払人に呈示される前の譲渡の回数や流通の経緯を証券から知ることのできない持参人払式証券よりも、裏書の必要な指図式小切手の方を選択する。また、国内の交換を促進する上でも、裏書によって取引の過程が明らかになる指図証券を有利と考えたわけである。他方において、印刷用紙を支給した銀行側が指図式小切手への転換に果たした役割は、当初は消極的なものであった。銀行は、法律上裏書を要しない持参人払式小切手に裏書を義務づけるなど、むしろ証券の流通性を阻害する実務規制を実施したからである。しかし1830年代からは、銀行の姿勢が商人の必要に応じて指図証券を普及させる方向に改まる。こうした態度の変化には、小切手証券本来の性格も影響していたであろう。

- 注 1) *See Baughman, Early American Checks: Forms and Functions*, 41 BUS. HIST. REV. 421, 425–26 (1967).
- 2) N. GRAS, THE MASSACHUSETTS FIRST NATIONAL BANK OF BOSTON, 1784–1934, at 341 (1937).
- 3) *See id.* at 390, 402, 487.
- 4) *See id.* at 393n.
- 5) 小切手を現金化しようとする所持人は、証券の取立・支払決済の簡易化を目的とした手形交換所が未だ設置されていなかったので、支払人に指定された銀行に直接証券を呈示して支払を受けた。その地域外の銀行に宛てた小切手は、通信手段を用いて直接決済された（*See Klein, The Development of Mercantile Instruments of Credit in the United States*, 12 J. ACCT. 526, 537 (1911)）。小切手の支払がなされるとその債務は消滅した。支払のなされた用済みの証券は、銀行から振出人に返還するのが典型的なアメリカの実務であった。最初期からこうした銀行実務の行われていたことを示す事例は、1791年のマサチューセッツ銀行の実務規制にも見られる（*See supra note 2*, at 341.）。
- 6) 第2次米英戦争後の商人構成の変化については、拙稿「米国流通証券と一般商事法」法学新報96巻3・4号（平成2）273頁以下参照。
- 7) *See Redlich=Christman, Early American Checks and an Example of their Use*, 41 BUS. HIST. REV. 285, 294 (1967).

むすび

以上の考察から明らかなように、アメリカの小切手は、最初期の形態である無記名の持参人払式証券から、より近代的形態の裏書によって譲渡しうる指図証券へと発展する。1790年代までの小切手は、その目的や役割から、主として国内の限られた地域における交換の手段、または要求払預金から現金入手する手段として、そして地域内の口座決済のために使用された。交換の手段としての役割が地方市場の範囲に限られたのは、1810年頃までであり、第2次米英戦争の終結に伴う取引範囲の拡大により、地域を越えた口座の決済も行われ、その役割は地方取引の手段以上となる。1830年代までの小切手は、すべての債務に用いられる一般的支払の手段に

米国初期小切手形態の発展

は到達していなかった。ただ、同年代でも地域による差異があり、商業先進地域の小切手はその割引が実務上一般的と認められた（たとえば、*Pennington v. Townsend*, 7 Wend. 276 (N.Y. 1831)）。要するに、本稿で考察した1840年頃までの小切手は、商業界に普及していたものの、今日と対比すれば、その形態、役割ともに不統一で、証券の機能を最大限に發揮させるには未完成であった。そのため、この時期の小切手について法律上および商業実務上の見解は一致せず、混乱を呈していた。

アメリカの小切手は、イギリス法を継承した無記名の持参人払式証券の形態から始まる。ところが、最初期から流通性が認められたので、その法的扱いはイギリスより商取引に好意的であった。1810年から20年代にかけて裏書された持参人払式小切手が出現し、それは指図証券への転換を示唆していた。ここでもアメリカの小切手は、イギリス法理論に固執しなかった。小切手に関する法も主流は判例法であり、他の商業証券と同じく、法の方向づけは商業実務を行い、それを裁判所が追認していった。制定法も小切手法の発展に重要であったものの、その役割は従属的である。最初期から一般に用いられた持参人払式証券は、指図証券が現われた後も地方の範囲では優位性を保持する。それでも1840年以降は、商人の要求に応えた指図式小切手が標準的となり、支払の手段として一般に用いられる。その形態および役割の考察から、小切手はしばしば形式上も実際上も為替手形と解され、同手形と同じ法律やルールによる規制を受けた（たとえば、*Cruger v. Armstrong*, 3 Johns. Cas. 5 (N.Y., 1802)など）。しかし、為替手形が銀行内・銀行間の証券であるのに対し、小切手は最初期から一般に向けた、換言すれば大衆の使用を予定した証券であり、この点で両証券を区別できよう。こうした大衆向けの性格は、指図式小切手に対する商人の要求が生じた際、それを銀行がある程度受け入れざるをえなかつた事態にもあらわれている。そして20世紀に至り、小切手は現在の姿、つまり特有の預金通貨の性質を身につけることになった。